

漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業（継続）

1 趣 旨

最近の我が国漁業をめぐる厳しい情勢の中で、漁業経営の改善のための措置を行う。

2 事業の内容

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条第1項に基づく改善計画の認定を受けた者が必要とする低利の短期運転資金が円滑に融通されるよう、漁業信用基金協会が、融資機関に対し融資金の原資を供給するに当たって必要となる金融機関からの原資供給資金の借入れに対し利子補給を行う。

（融資枠） 29.7 億円

3 交付先及び事業実施主体

漁業信用基金協会

4 事業実施期間

平成23年度～平成30年度

5 平成28年度概算決定額（前年度予算額）

10,704千円（14,311千円）

6 補助率

定額

7 担当課

水産庁水産経営課 03-3502-8418（直）

漁業経営改善促進資金預託 原資借入利子補給事業

平成28年度概算決定額：10.7百万円(14.3百万円)

改善計画の認定を受けた者が必要とする低利の短期運転資金が円滑に融通されるよう、漁業信用基金協会が、融資機関に対し融資資金の原資を供給するに当たって必要となる金融機関からの原資供給資金の借入れに対し利子補給を実施。

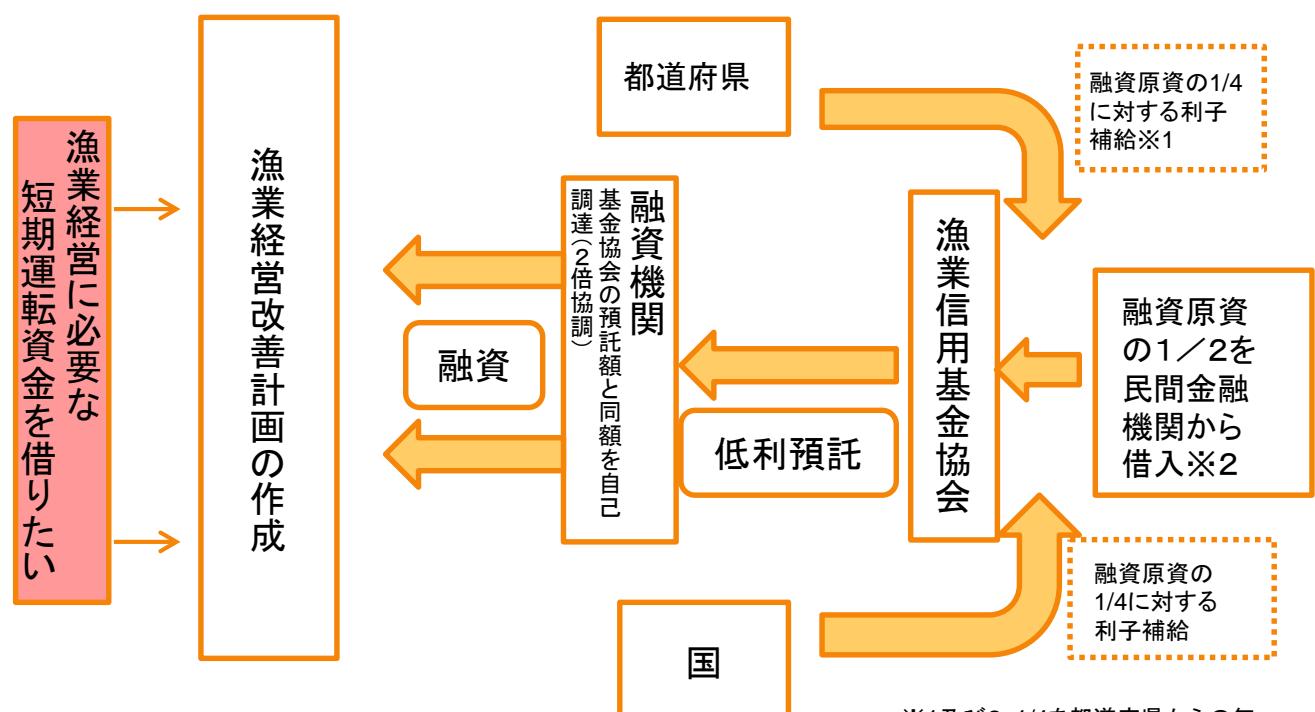
融資対象者：

・認定漁業者：漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第4条第1項に基づく改善計画の認定を受けた中小漁業者等

補助率：定額

事業実施主体：漁業信用基金協会

交付先：国 ⇒ 漁業信用基金協会



※1及び2:1/4を都道府県からの無利子貸付等により調達する場合、基金協会が民間金融機関から借り入れるのは原資の1/4